

健 第 1115 号
令和 2 年 12 月 8 日

各市町村長
岩手県後期高齢者医療広域連合長
岩手県国民健康保険団体連合会理事長

様

岩手県保健福祉部長

後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱
及び同要綱第 2 に規定する「知事が定める基準」の一部改正について
平成 27 年 3 月 23 日健第 1588 号により通知した標記交付要綱及び同要綱第
2 に規定する「知事が定める基準」の一部を、別添のとおり改正したので通
知します。

記

- 1 要綱改正の内容
補助事業の対象期間を、令和 3 年 12 月 31 日までとすること。
- 2 「知事の定める基準」改正の内容
免除対象者について、令和 3 年 3 月までは現行の制度を継続し、同年 4
月以降は、現行制度による免除対象者のうち、住民税非課税世帯の被保
険者（自己負担区分が低所得者）に限定すること。
- 3 施行期日
令和 2 年 12 月 8 日から施行すること。